統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 22年 12月

総務省政策統括官(統計基準担当)

目 次

1	統計調査の承認等の状況(総括表)	1
	基幹統計調査の承認	1
	一般統計調査の承認	3
	届出統計調査の受理	4
2	基幹統計調査の承認	5
	民間給与実態統計調査(平成22年承認)(国税庁)	5
	学校基本調査(平成22年承認・2回目)(文部科学省)	7
	経済センサス-活動調査 (平成22年承認)(総務省・経済産業省)	12
	工業統計調査(平成22年承認・2回目)(経済産業省)	16
	商業統計調査(平成22年承認)(経済産業省)	19
	特定サービス産業実態調査(平成22年承認・2回目)(経済産業省)	22
	国民生活基礎調査(平成22年承認・2回目)(厚生労働省)	32
3	一般統計調査の承認	36
	民間企業の研究活動に関する調査(平成22年承認)(文部科学省)	36
	食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査(平成22年承認)(農林水
	産省)	37
	特用林産物生産統計調査(平成22年承認)(林野庁)	38
	歯科補綴関連技術等に関する歯科診療報酬の適正な評価のための調査(平成 2	2 年承
	認)(厚生労働省)	39
4	届出統計調査の受理	40
((1) 新規	40
	「都内中小企業の新製品・新技術開発」に係る調査(平成22年届出)(東京	都)40
	福岡市墓地・納骨堂需給状況調査(平成22年届出)(福岡市)	41
	外国人市民の医療環境に関する実態調査(平成22年届出)(北九州市)	42
	市内における「PCB廃棄物の保管」及び「PCB含有機器の使用」に関する	調査(
	平成22年届出)(北九州市)	43
	保育サービス実態調査(平成22年届出)(福岡県)	44
	中部国際空港に係る県内荷主等の利用意向把握調査(平成22年届出)(愛知	県)47
((2) 変更	48
	東京都中小企業制度融資等に関するアンケート調査(平成22年届出)(東京	都)48

中小企業金融に関するアンケート調査(平成22年届出)(東京都)	49
市政アドバイザー意識調査(平成22年届出・5回目)(神戸市)	50
「就職に向けた支援が必要な方」の雇用促進に向けたアンケート調査(平成 2	2 年届
出)(大阪市)	51
県民歯科疾患実態調査(平成22年届出)(山口県)	52
全国企業短期経済観測調査(平成22年届出・2回目)(日本銀行)	53
PTA調査(平成22年届出・2回目)(鳥取県)	55
高年齢者の雇用等に関する調査(平成22年届出)(京都府)	56

- 注1:「届出統計調査」とは、統計法第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に 届けられた統計調査をいう。
- 注2:調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に 係るシステム管理上、付記されているものである。

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主 な 承 認 事 項	承認年月日
民間給与実態統計調查	国税 庁長官	承認事項の変更 ・国税事務の変更 ・国税事務のでは、 ・国税事務のでは、 ・国のでは、 ・このでは、 ・国ので、 ・国ので、 ・国ので、 ・国ので、 ・国ので、 ・国ので、 ・国ので、 ・国ので、 ・国ので、 ・国ので、 ・国ので、 ・国ので、 ・国ので、 ・」 ・こので、 ・。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	H22.12.20
学校基本調査	文部科学大臣	承認事項の変更 ・日本標準職業分類が統計基準 として設定されたことを踏ま え、本調査で使用する統計基準 に追加。	H22.12.21
経済センサス- 活動調査		調査の実施・経済構造統計(すべての産業の産業の事業のの産業のの産業のの産業のの構造を含めた。 また おいま いい はい	H22.12.21
工業統計調査	経済産業大臣	承認事項の変更 ・調査の実施期日を、毎年から、 経済センサス -活動調査の実施 年の前年を除く毎年に変更。	H22.12.21
商業統計調査	経済産業大臣	承認事項の変更 ・調査の実施期日を、平成9年 以降5年ごとから、経済センサ ス-活動調査実施の2年後に変 更。	H22.12.21
特定サービス産業実態調査	経済産業大臣	承認事項の変更 ・調査の実施期日を、毎年から、 平成 23 年調査を除く毎年に変 更。	H22.12.21

統計調査の名称	実 施 者	主 な 承 認 事 項	承認年月日
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 調査事項の変更(簡易調査) 最終学歴又は在学中の学校の 追加(世帯票) 児童に関する給付金受給額の 追加(所得票) 調査方法の変更(簡易調査) 所得票について、他計方式か ら自計方式に変更。	H22.12.24

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称		実施者				
H22.12.9	民間企業の研究活動に関する調査	文	部	科	学	大	臣
H22.12.21	食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査	農	林	水	産	大	臣
H22.12.24	特用林産物生産統計調査	農	林	水	産	大	臣
H22.12.24	歯科補綴関連技術等に関する歯科診療報酬の適正な評価のた めの調査	厚	生	労	働	大	臣

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者				
H22.12.13	「都内中小企業の新製品・新技術開発」に係る調査	東	京	都	知	事
H22.12.13	福岡市墓地・納骨堂需給状況調査	福	岡		市	長
H22.12.13	外国人市民の医療環境に関する実態調査	北	九	州	市	長
H22.12.17	市内における「PCB廃棄物の保管」及び「PCB含有機器の使用」に関する調査	北	九	州	市	長
H22.12.20	保育サービス実態調査	福	岡	県	知	事
H22.12.20	中部国際空港に係る県内荷主等の利用意向把握調査	愛	知	県	知	事

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

(2) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者					
H22.12.6	東京都中小企業制度融資等に関するアンケート調査	東	京	都	知		事
H22.12.6	中小企業金融に関するアンケート調査	東	京	都	知		事
H22.12.9	市政アドバイザー意識調査	神	F	5	市		長
H22.12.15	「就職に向けた支援が必要な方」の雇用促進に向けたアンケート調査	大	[3]	Ź	市		导
H22.12.15	県民歯科疾患実態調査	山	П	県	知		事
H22.12.17	全国企業短期経済観測調査	日	本	銀	行業	総	裁
H22.12.20	PTA調査	鳥	取 県	教育	育 委	員	슰
H22.12.20	高年齢者の雇用等に関する調査	京	都	府	知		事

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理 (変更)について掲載したものである。

基幹統計調査の承認

【調査名】 民間給与実態統計調査(平成22年承認)

【承認年月日】 平成22年12月20日

【実施機関】 国税庁長官官房企画課

- 【目 的】 民間給与実態統計(民間給与の実態を明らかにし、租税に関する制度及び税 務行政の運営に必要な基本的事項を明らかにすることを目的とする基幹統計)を 作成することを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、昭和25年から開始され、以後毎年実施されている。本調査により作成される民間給与実態統計は、昭和30年1月から旧統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計として扱われており、新統計法(平成19年法律第53号)の施行に伴い基幹統計に移行している。
- 【調査の構成】 1-民間給与実態統計調査票(源泉徴収義務者用) 2-民間給与実態 統計調査票(給与所得者用)
- 【公 表】 インターネット及び印刷物(概要:調査実施年の9月末日、詳細:調査実施年の11月末日)
- 【調査票名】 1-民間給与実態統計調査票(源泉徴収義務者用)
 - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)所得税法施行地に納税地を有する源泉徴収義務者(国及び地方公共団体並びに国税庁長官が指示するものを除く。) (抽出枠)源泉徴収義務者名簿
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)26,608/3,700,000 (配布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年前年の12月末日現在 (系統)国税庁-国税局-報告者、国税庁-民間事業者-報告者
 - 【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年1月第2週~2月末日
 - 【調査事項】 1.名称又は氏名、2.所在地又は住所、3.企業の主な業務、4.給与 所得者用調査票の枚数及び人員数、5.組織及び資本金、6.給与所得者数、 7.年間給与支給総額、8.給与支給総額に対する年間源泉徴収税額
- 【調査票名】 2-民間給与実態統計調査票(給与所得者用)
 - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)所得税法施行地に納税地を有する源泉徴収義務者(国及び地方公共団体並びに国税庁長官が指示するものを除く。) (抽出枠)源泉徴収義務者名簿
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)26,608/3,700,000 (配 布)郵送 (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施 年前年の12月末日現在 (系統)国税庁-国税局-報告者、国税庁-民間

事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年1月第2週~2月末日

【調査事項】 1.給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務、2. 年中の給与の受給月数、3.年末調整の有無、4.扶養親族の内訳、5.給 与の金額、6.所得控除額及び税額控除額の内訳、7.年税額 【調査名】 学校基本調査(平成22年承認・2回目)

【承認年月日】 平成22年12月21日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

- 【目 的】 学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的と する。
- 【沿 革】 学校基本調査が旧統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計として指定される以前の学校に関する統計資料は、国立の学校については「文部省直轄各部年報諸表様式(昭和18年8月31日文部省訓令第22号)」、公私立の大学、高専については「公立私立高等学校、公立私立大学、公立私立専門学校年報諸表様式(昭和18年8月31日文部省令第72号)」に基づき、それぞれの学校から直接文部省に所定の様式で報告させて、文部省がこれを集計していたが、公私立の中学校以下の諸学校については「学事年報取調条項及び諸表様式(明治44年3月31日文部省訓令第2号)」により、都道府県知事に対し、その管下の学校から所定の様式で報告させて、都道府県知事は、これに基づき統計表を作成して文部省に提出し、文部省はこれを上の集計結果と共に、明治6年以降継続して刊行している文部省年報に掲載、公表していた。

しかし、学校制度の発展に伴い学校の内容の複雑化と数の著しい増加とによって、上のような業務報告形式では正確迅速にこれをまとめることが困難になってきた。

そこで、学制改革とも関連し、昭和23年に調査内容及び方法などを再検討し、 これに抜本的改善を加え、旧統計法に基づく指定統計とし、そのために行われる 調査の名称も「学校基本調査」という名称が付されることとなった。

当初の学校基本調査は、大学並びに従前の規定による大学・専門学校、高等学校及び教員養成所を除き学校教育法上の全学校を対象とし、調査の構成も学校調査、経費及び資産調査(昭和24年以降学校経費調査)学校施設調査、入学調査、卒業者調査、教員・学生・生徒・児童異動調査及び学令児童及び学令生徒調査の7つの調査で構成され、別に附帯調査として卒業者調査に関連した「就職状況調査」を実施していた。

その後、調査対象、調査の構成、調査事項などの変更はあったが、基本的には この当初の計画が踏襲されている。

昭和41年調査から附属図書館調査が中止され、昭和54年調査では、初等中等教育関係の各調査票の集計が電算化され、これに伴い調査票の様式が変更されるとともに学校施設調査票に各種学校調査票が新設された。

昭和55年調査から、国立養護教諭養成所の廃止に伴い「卒業後の状況調査」 以外の国立養護教諭養成所に係る調査票が廃止された。

平成6年調査から、「卒業後の状況調査票」(大学、大学院、短期大学、高等専

門学校)の調査項目の「出身高校の所在県」及び「事業所の所在県」を削除し、 大学院、高等専門学校(A票)と大学、短期大学(B票)に別れていた調査票の 統合を行った。

平成7年調査から、すべての調査票への押印を廃止した。

平成11年調査から、学校教育法等の一部を改正する法律(平成10年法律第101号)による中等教育学校の創設に伴い、「学校調査票」(中等教育学校)、「学校通信教育調査票」(中等教育学校、全日制・定時制)及び「卒業後の状況調査票」(中等教育学校通信制)の新設を行った。

- 【調査の構成】 1-学校調査票 2-学校通信教育調査票 3-不就学学齢児童生徒調査票 4-学校施設調査票 5-学校経費調査票 6-卒業後の状況調査票
- 【公 表】 インターネット及び印刷物:学校基本調査速報(調査実施年度8月) 学校基本調査報告書(調査実施年度12月)

【調査票名】 1-学校調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)学校(学校とは、学校教育法に基づく、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。) (抽出枠)平成22年度「学校基本調査」実績
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)58,500 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年5月1日現在 (系統)文部科学省-報告者(大学、高等専門学校、国立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校)文部科学省-都道府県(沖縄は教委)-報告者(公立・私立の高等学校(通信制の課程のみを置く高等学校を除く。) 中等教育学校、都道府県立の幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・専修学校・各種学校) 文部科学省-都道府県(沖縄は教委)-市町村(沖縄は教委)-報告者(市町村立・私立の幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・専修学校・各種学校)
- 【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)文部科学省に直接調査票を提出する者の提出 期日:毎年5月31日、都道府県に調査票を提出する者の提出期日:都道 府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者の提出期日:市町村 長が定める期日
- 【調査事項】 ア.学校の名称、種別及び所在地、イ.学校の特性に関する事項、ウ.学部、学科、課程又は学級に関する事項、エ.教員及び職員の数、オ.幼児、児童、生徒又は学生の在籍状況及び出席状況、カ.幼児、児童、生徒又は学生の入学、卒業及び転出入の状況

【調査票名】 2 - 学校通信教育調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)通信教育課程を置く高等学校及び 中等教育学校 (抽出枠)平成22年度「学校基本調査」実績

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)150 (配布)郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年5月1日現在 (系統) 文部科学省-都道府県(沖縄は教委)-報告者(通信制の課程を置く高等学 校及び中等教育学校)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)都道府県知事が定める期日

【調査事項】 ア.学校の名称及び所在地、イ.学校の特性に関する事項、ウ.教員及び職員の数、エ.生徒の在籍状況、オ.生徒の入学、卒業、退学及び単位修得の状況

【調査票名】 3-不就学学齡児童生徒調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)市町村教育委員会 (抽 出枠)平成22年度「学校基本調査」実績

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,800 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年5月1日現在 (系統)文部科学省-都道府県(沖縄は教委)-市町村(沖縄は教委)-報告者 (市町村教育委員会)

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)市町村長が定める期日

【調査事項】 ア.教育委員会の名称及び所在地、イ.学齢児童生徒の就学の免除及び猶予の状況、ウ.居所不明の学齢児童生徒の数、エ.死亡した学齢児童生徒の数

【調査票名】 4-学校施設調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)私立の幼稚園・小学校・中学校・ 高等学校・中等教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校、公立の専修 学校・各種学校・大学・高等専門学校・国立大学法人法(平成15年7月1 6日法律第112号)に定める国立大学に附属させて設置した学校(国立大 学附属)・特別支援学校 (抽出枠)平成22年度「学校基本調査」実績

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)16,700 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年5月1日現在 (系統)文部科学省-報告者(国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体、教育委員会、公立大学法人及び私立学校の設置者(大学・高等専門学校に係るもの。))、文部科学省-都道府県(沖縄は教委)-

報告者(都道府県立の専修学校・各種学校、私立の高等学校・中等教育学校の設置者(大学・高等専門学校に係るものを除く。) 文部科学省 - 都道府県(沖縄は教委) - 市町村(沖縄は教委) - 報告者(市町村立の専修学校・各種学校、私立の幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・専修学校・各種学校の設置者(大学・高等専門学校に係るもの、高等学校及び中等教育学校の設置者を除く。))

- 【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)文部科学省に直接調査票を提出する者の提出 期日:7月31日、都道府県に調査票を提出する者の提出期日:都道府県 知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者の提出期日:市町村長が 定める期日
- 【調査事項】 ア.学校の名称、種別及び所在地、イ.学校の特性に関する事項、ウ.土 地又は建物の用途別、構造別等の面積、エ.土地又は建物の増減の状況

【調査票名】 5-学校経費調査票

- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)300 (配布)郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)前会計年度間 (系統)文部 科学省-報告者(国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構) 地方公共団体、公立大学法人
- 【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年7月31日
- 【調査事項】 ア.学校の名称、種別及び所在地、イ.学校の特性に関する事項、ウ.経 費に関する事項、エ.収入に関する事項

【調査票名】 6 - 卒業後の状況調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)中学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校及び特別支援学校の中等部・高等部の卒業者、大学及び高等専 門学校の卒業者 (抽出枠)平成22年度「学校基本調査」実績
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)18,300 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)前年度間の卒業者(高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部にあっては、前々年度以前の卒業者で上級の学校に入学を志願した者を含む。)について、毎年5月1日現在 (系統)文部科学省-報告者(大学(短大を含む)・高等専門学校、国立の中学校・高等学校・特別支援学校)文部科学省-都道府県(沖縄は

- 教委) 報告者(公立・私立の高等学校・中等教育学校、都道府県立の中学校・特別支援学校) 文部科学省 都道府県(沖縄は教委) 市町村(沖縄は教委) 報告者(市町村立・私立の中学校・特別支援学校)
- 【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)文部科学省に直接調査票を提出する者の提出 期日:毎年5月31日、都道府県に調査票を提出する者の提出期日:都道 府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者の提出期日:市町村 長が定める期日
- 【調査事項】 ア.学校の名称、種別及び所在地、イ.学校の特性に関する事項、ウ.卒 業者の卒業時における所属に関する事項、エ.卒業者の進学、就職等の状況

【調査名】 経済センサス-活動調査(平成22年承認)

【承認年月日】 平成22年12月21日

- 【実施機関】 総務省統計局統計調査部平成24年経済センサス準備室、経済産業省経済 産業政策局調査統計部経済センサス企画室
- 【目 的】 本調査は、経済構造統計(すべての産業分野における事業所及び企業の活動 からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹 統計)を作成することを目的とする。
- 【沿 革】 我が国の産業統計については、 産業ごと、所管府省ごとに異なる年次や周期で調査を実施、 SOHO等、調査員調査では捕捉困難な事業所及び企業が増加、 第三次産業に係る統計の不足等の状況にあることが指摘されており、GD Pを推計するための基礎統計の不足等も懸念されている。

このような状況を踏まえ、政府は、「政府統計の構造改革に向けて」(平成 17年6月内閣府経済社会統計委員会報告)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17年6月閣議決定)等において、全産業分野のすべての事業所及び企業を対象に、経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス(仮称)の整備を決定した。

以上の決定を受け、政府部内に設置された関係府省等による「経済センサス(仮称)の創設に関する検討会」等において具体的な検討が進められ、経済構造統計を作成するための調査として経済センサス-基礎調査と経済センサス-活動調査とが実施されることとなった。

まず、平成21年に経済センサス-基礎調査が、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として、事業所及び企業に関する基礎的な事項を把握する調査として実施された。

次に平成24年に経済センサス-活動調査が、事業所及び企業における経理項目の把握に重点を置いた調査として、5年周期で実施されることとなった(ただし、平成24年実施の次は、平成28年に実施が予定されている。)。

なお、本調査の実施に当たって、事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、 商業統計調査(簡易調査)及び本邦鉱業のすう勢調査は廃止、工業統計調査、商業 統計調査及び特定サービス産業実態調査は本調査と重複する調査年を休止等と することとされた。

- 【調査の構成】 1-単独事業所調査票 2-産業共通調査票 3-企業調査票 4-事業所調査票 業所調査票
- 【公表】 インターネット及び印刷物(速報集計結果:調査実施年翌年の1月末、確報集計結果:調査実施年翌年の夏頃)
- 【調査票名】 1-単独事業所調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所(1、「農業,林業」に属する個人経営の事業所、2、「漁業」に属する個人経営の事業所、3、「生活関連サービス業,娯楽業」のうち中分類「その他の生活関連サービス業」(小分類「家事サービス業」に限る。)に属する事業所、4、「サービス業(他に分類されないもの)」のうち中分類「外国公務に属する事業所」)のうち単独事業所
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)6,930,000 (配布)調査員 (取集) 調査員・郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年2月1日現在 (系統) 総務省及び経済産業省-都道府県-市町村(特別区を含む。)-統計調査員 -報告者
- 【周期・期日】 (周期)5年。ただし、最初の調査実施年を平成24年とし、第2回調査実施年までは4年とする。 (実施期日)平成24年1月~3月、ただし、総務大臣及び経済産業大臣の定める地域にあっては平成23年12月~24年3月
- 【調査事項】 1.全産業共通事項(1)事業所の属性、(2)売上金額、費用総額及び 費用内訳、(3)主な事業の内容、(4)電子商取引の有無及び割合、(5) 設備投資の有無及び取得額 等 2.産業別に調査する事項

【調査票名】 2-産業共通調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所(1.「農業,林業」に属する個人経営の事業所、2.「漁業」に属する個人経営の事業所、3.「生活関連サービス業,娯楽業」のうち中分類「その他の生活関連サービス業」(小分類「家事サービス業」に限る。)に属する事業所、4.「サービス業(他に分類されないもの)」のうち中分類「外国公務に属する事業所」のうち、調査対象名簿で把握されなかった事業所
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)589,000 (配布)調査員 (取集)調査員・郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年2月1日現在 (系統)総務省及び経済産業省-都道府県-市町村(特別区を含む。)-統計調査員-報告者
- 【周期・期日】 (周期)5年。ただし、最初の調査実施年を平成24年とし、第2回調査実施年までは4年とする。 (実施期日)平成24年1月~3月、ただし、総務大臣及び経済産業大臣の定める地域にあっては平成23年12月~24年3月

【調査事項】 全産業共通事項(1)事業所の属性、(2)事業別売上(収入)金額、(3) 主な事業の内容、(4)電子商取引の有無及び割合、(5)設備投資の有無及 び取得額、(6)商品売上原価 等

【調査票名】 3-企業調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所(1.「農業,林業」に属する個人経営の事業所、2.「漁業」に属する個人経営の事業所、3.「生活関連サービス業,娯楽業」のうち中分類「その他の生活関連サービス業」(小分類「家事サービス業」に限る。)に属する事業所、4.「サービス業(他に分類されないもの)」のうち中分類「外国公務に属する事業所」)のうち複数事業所を有する企業
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)207,000 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年2月1日現在 (系統)総務省及び経済産業省-報告者、総務省及び経済産業省-都道府県- 市(特別区含む。)-報告者
- 【周期・期日】 (周期)5年。ただし、最初の調査実施年を平成24年とし、第2回調査実施年までは4年とする。 (実施期日)平成24年1月~3月
- 【調査事項】 1.全産業共通事項(1)企業の属性、(2)企業全体の主な事業の内容、(3)企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳、(4)電子商取引の有無及び割合、(5)設備投資の有無及び取得額、(6)商品売上原価等 2.産業別に調査する事項(学校教育、建設業、サービス関連産業の一部)

【調査票名】 4-事業所調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所(1.「農業,林業」に属する個人経営の事業所、2.「漁業」に属する個人経営の事業所、3.「生活関連サービス業,娯楽業」のうち中分類「その他の生活関連サービス業」(小分類「家事サービス業」に限る。)に属する事業所、4.「サービス業(他に分類されないもの)」のうち中分類「外国公務に属する事業所」)のうち複数事業所を有する企業の事業所
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,740,000 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年2月 1日現在 (系統)総務省及び経済産業省-報告者、総務省及び経済産業省

- 都道府県 報告者、総務省及び経済産業省 都道府県 市(特別区を含む。)
- 報告者
- 【周期・期日】 (周期)5年。ただし、最初の調査実施年を平成24年とし、第2回調査実施年までは4年とする。 (実施期日)平成24年1月~3月
- 【調査事項】 1.全産業共通事項(事業所の属性 等) 2.産業別に調査する事項

【調査名】 工業統計調査(平成22年承認・2回目)

【承認年月日】 平成22年12月21日

【実施機関】 経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室

- 【目 的】 我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るための 工業統計調査を作成することを目的とする。
- 【沿 革】 工業に関する生産統計としては、明治初年民部省が開始した「府県物産表」 調査、明治16年からの農商務統計のうちの「工場調査」(従業員10人以上、 毎年調査)があるが、独立の調査としては、明治42年から「工場統計調査」が 開始された。

この調査は、従業者5人以上の工場について5年に1回実施されたが、大正9年からは、毎年調査に改められた。

さらに昭和14年からは、「工場調査」として、従業者数にかかわりなく、すべての工場・作業場について調査が行われるようになった。

昭和22年には旧統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計第10号を作成するための調査として、日本標準産業分類による製造業を対象とする「工業調査」に改められ、昭和25年には「昭和25年工業センサス」、昭和26年以降は「工業統計調査」となり現在に至っている。

昭和31年からは、本社本店調査が、また、昭和38年からは用地用水調査が本調査に追加された(用水調査は、昭和33年と昭和37年に、また、用地調査は昭和36年、昭和37年に付帯調査として行われた)。

また、昭和51年からは、甲調査は従業者30人以上の事業所(従来は20人以上) 乙調査は29人以下の事業所(同19人以下) を対象とすることとなった。

昭和60年及び昭和61年には、「丙調査」が中止されたが、昭和62年には、 従来の丙調査を見直した新たな丙調査(企業の多角化、ソフト化、国際化について把握)が実施され、平成元年には、その2回目の調査が実施された。

昭和56年調査からは、予算上の制約に伴う統計調査の効率的な実施の要請に応えるため同年調査以降の特定年次(原則として、西暦年末尾が0、3、5、8の年以外の年)については、簡素化した調査である裾切調査として実施することとなった。

平成3年には、長崎県の島原市及び深江町については、雲仙不普賢岳の噴火災害により調査の範囲から除外された。

平成4年以降は、通商産業省企業活動基本調査の実施に伴い、丙調査を廃止することとされた。

平成12年には、東京都三宅村については、三宅島(雄山)の噴火災害により 調査の範囲から除外された。 平成16年調査では、新潟中越地震の被災地域のうち十日町市、川口町及び山 古志村について、調査対象地域から除外した。

平成22年調査から、調査対象の範囲を従業者4人以上の事業所に変更された。 また、調査方法としてオンライン調査が追加された。

平成23年調査は、経済センサス-活動調査の実施に伴い、調査を中止することとなった。

【調査の構成】 1-工業調査票甲 2-工業調査票乙

【公表】 インターネット及び刊行物(速報は調査年の翌年の9月~11月、確報は調査年の翌々年にかけて段階的に公表)

【調査票名】 1-工業調査票甲

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)従業者30人以上の事業所(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。)
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)200,000 (配布)調査員、郵送、オンライン (取集)調査員、郵送、オンライン (記入)自計 (把握時)毎年12月31日現在 (系統)経済産業省-都道府県-市町村-調査員-報告者、経済産業省-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)年(経済センサス-活動調査実施年の前年を除く。) (実施期日)調査翌年の6月30日(経済産業省への提出期限)
- 【調査事項】 1.事業所の名称及び所在地、2.本社又は本店の名称及び所在地、3.他事業所の有無、4.経営組織、5.資本金額又は出資金額(会社に限る。)。6.従業者数、7.常用労働者毎月末現在数の合計、8.現金給与総額、9.原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額、10.有形固定資産、11.リース契約による契約額及び支払額、12.製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額、13.製造品の出荷額、在庫額等、14.品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額、15.内国消費税額(酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計額をいう。)、16.製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合、17.主要原材料名、18.作業工程、19.工業用地及び工業用水、20.10、12及び13の在庫額に係る消費税の経理処理の状況

【調査票名】 2-工業調査票乙

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)従業者4人以上29人以下の事業所(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。)

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)250,000 (配布)調査員、郵送、オン

ライン (取集)調査員、郵送、オンライン (記入)自計 (把握時)毎年12月31日現在 (系統)経済産業省-都道府県-市町村-調査員-報告者、経済産業省-民間事業者-報告者

- 【周期・期日】 (周期)年(経済センサス-活動調査実施年の前年を除く。) (実施期日)調査翌年の6月30日(経済産業省への提出期限)
- 【調査事項】 1.事業所の名称及び所在地、2.本社又は本店の名称及び所在地、3.他事業所の有無、4.経営組織、5.資本金額又は出資金額(会社に限る。)6.従業者数、7.現金給与総額、8.原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額、9.製造品出荷額等、10.品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額、11.内国消費税額(酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計額をいう。)12.製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合、13.主要原材料名及び簡単な作業工程

【調查名】 商業統計調查(平成22年承認)

【承認年月日】 平成22年12月21日

【実施機関】 経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室

【目 的】 商業の実態を明らかにし,商業に関する施策の基礎資料を得る。

【沿 革】 本調査の前身は、昭和6年から同11年にわたって行われた商工省の「東京市商業調査」であるが、「商業統計」が旧統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計第23号として指定された昭和24年から昭和26年までは特定市において毎年実施された。

本格的なセンサスとして、昭和27年から昭和51年までは2年に1回実施され、昭和54年以降は3年に1回の調査に改められたが、平成9年以降は5年ごとに調査を実施、その中間年(調査の2年後)に簡易な調査を実施することに変更された。

調査の対象は、日本標準産業分類大分類 I - 卸売・小売業、飲食店に属する全国すべての商店・飲食店であり、昭和27年から昭和31年までは甲調査(法人組織の商店と常用従業者を使用している個人商店) 乙調査(常用従業者を使用していない個人商店)の2種類、昭和33年以降は甲及び乙から飲食店を切りはなして丙調査として、甲・乙・丙の3種類の調査に分けられている。

なお、昭和47年から甲調査は、法人組織の商店に、乙調査は、個人商店について行うように改められた。

昭和35年、41年には事業所統計調査との同時実施がなされた。

昭和54年調査では調査期日を6月1日に変更するとともに、丙調査の調査票を「丙」及び「丙の2」に分割、「売場面積」の定義変更(「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調査に関する法律」(昭和48年法法律第109号)に規定する定義に一致)来客専用駐車場の有無等の調査項目の追加等が行われた。

昭和57年調査では、来客専用駐車場の有無にかえて「開店時刻及び閉店時刻」及び「ボランタリーチェーン又はフランチャイズ・チェーン組織への加盟の有無」の調査項目が追加された。

また、「丙の2」調査は、昭和57年調査において他計方式に改められ、昭和61年調査からは中止されている。

昭和60年から、財政等の事情により、甲・乙調査と丙調査が2年にわたり分離実施され、また、丙調査は平成4年調査をもって中止されている。

昭和60年、63年及び平成3年に甲・乙調査、昭和61年、平成元年及び4年に丙調査が実施された。

昭和63年調査では、甲調査と乙調査の調査票が一枚化された。

平成3年には、長崎県の島原市及び深江町については雲仙不普賢岳の噴火災害 により調査の範囲から除外された。 平成4年には、飲食店における来客用駐車場の有無の項目が追加された。

平成11年には、事業所・企業統計調査と本調査(簡易調査)を共通の調査票により同時実施された(他調査との共通の調査票による同時実施については、平成16年において、事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査との間でも行われた。)。

平成14年には、国に属する事業所の追加、チェーン組織への加盟の有無の項目の復活、電子商取引の有無の項目の追加、本社等一括調査方式の一部導入がなされた。

平成24年調査は、経済センサス-活動調査の実施に伴い、その2年後に実施するように変更された。

なお、従前行われていた、商業統計調査(簡易調査)は、報告者負担軽減の観点から経済センサスの創設に伴い廃止し、簡易調査において調査している商業政策上必要な事項(商品販売額、売場面積等)については、平成24年度に実施される経済センサス-活動調査において引き続き調査することとされた。

【調査の構成】 1 - 商業統計調査調査票

【公 表】 「商業統計速報」(調査実施から9か月後に公表)「商業統計表」産業編(総括表、都道府県表、市区町村表) 品目編・立地環境特性別統計編(小売業)業態別統計編(小売業)(以上、調査実施から1年5か月後に順次公表)

【調査票名】 1 - 商業統計調査調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)卸売・小売業に属する事業所 (抽 出枠)調査事業所の管理責任者
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,948,000 (配布)調査員 (取集) 調査員 (記入)自計 (把握時)経済センサス-活動調査実施の2年後の 6月1日現在 (系統)経済産業省-都道府県-市町村-調査員-報告者
- 【周期・期日】 (周期)5年。ただし、平成26年調査から次の調査の実施年までは4年とする。 (実施期日)調査の基準となる期日以後6か月以内
- 【調査事項】 1.事業所の名称及び電話番号、2.事業所の所在地、3.経営組織及び資本金額又は出資金額、4.本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号、5.事業所の開設時期、6.従業者数等、7.年間商品販売額等、8.年間商品販売額の販売方法別割合、9.商品手持額、10.年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合、11.セルフサービス方式採用の有無、12.売場面積、13.営業時間、14.来客用駐車場の有無及び収容台数、15.チェーン組織への加盟の有無、16.年間商品仕入額の仕入先別割合、17.年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合、18.企業の事業所数等(1)企業全体の業種区分、(2)商業事業所数、(3)従業者数、(4)

年間商品仕入額、(5)年間商品販売額、(6)電子商取引の有無及び年間商品仕入額・年間商品販売額に占める割合

【調査名】 特定サービス産業実態調査(平成22年承認・2回目)

【承認年月日】 平成22年12月21日

【実施機関】 経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室

- 【目 的】 本調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の 基礎資料を得ることを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、昭和48年に「昭和48年特定サービス業実態調査」の名称で実施され、対象業種は、毎年調査業種(物品賃貸業、情報サービス業、広告業)と年次別にローテーションする業種(知識関連産業、余暇関連産業、公害関連産業)によって構成されていたが、昭和54年からはさらに行政上必要な業種を追加していくこととし、調査の名称も「特定サービス産業実態調査」に改められた。

また、平成3年から平成11年までは、1.毎年調査業種(5業種) 2.周期調査業種(3年周期で10業種) 3.選択調査業種(毎年1から2業種)のパターンにより実施され、平成12年からは、調査業種を「ビジネス支援産業」、「娯楽関連産業」及び「教養・生活関連産業」の3つのカテゴリーに分割し、各カテゴリーを原則として、3年に1回調査を行うこととした。

平成18年には、1.母集団情報を従来の業界団体名簿から事業所・企業統計調査名簿に変更するとともに、調査対象業種の分類区分を日本標準産業分類の小分類レベルに統一する、2.調査周期については、従来一部業種を除き3年周期であったものをすべての業種について毎年調査する、3.平成18年調査はビジネス支援産業の7業種を対象とする等の改正が行われ、実施された。

平成18年調査における改正の基本的な考え方に即し、平成19年には4業種を、平成20年には10業種、平成21年には7業種を調査対象業種に追加するよう改正が行われた。(計28業種)

さらに、平成22年には、調査方法としてオンライン調査が追加された。 平成23年調査は、経済センサス-活動調査の実施に伴い、調査を中止することとなった。

【調査の構成】 1-ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付施サービス業調査票 2-物品賃貸業調査票 3-広告業調査票 4-映像情報制作・配給業調査票 5-クレジットカード業、割賦金融業調査票 6-デザイン業・機械設計業調査票 7-計量証明業調査票 8-音声情報制作業調査票 9-新聞業調査票 10-出版業調査票 11-映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業調査票 12-機械修理業、電気機械器具修理業調査票 13-冠婚葬祭業調査票 14-映画館調査票 15-興行場、興行団調査票 16-スポーツ施設提供業調査票 17-公園、遊園地・テーマパーク調査票 18-学習塾調査票 19-教養・技能教授業調査票

- 【公 表】 インターネット及び印刷物(調査期日から1年以内)
- 【調査票名】 1 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随 サービス業調査票
 - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業、小分類392-情報処理・提供サービス業、小分類401ーインターネット付随サービス業を営む事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)8,162/30,458 (配布)郵送、調査員、オンライン (取集)郵送、調査員、オンライン (記入)自計 (把握時)毎年11月1日現在。ただし、平成23年調査を除く。 (系統)調査員調査:経済産業省-都道府県-調査員-報告者、郵送調査(一括調査企業):経済産業省-報告者 いずれの場合もオンラインによる報告が可能
 - 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査事業所:調査年の11月30日、一括調査企業:調査年の12月15日
 - 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、4.年間売上高、5.年間売上高の契約先産業別割合、6.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、7.従業者数

【調査票名】 2 - 物品賃貸業調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類701-各種物品賃貸業、小分類702-産業用機械器具賃貸業、小分類703-事務用機械器具賃貸業、小分類704ー自動車賃貸業、小分類705ースポーツ・娯楽用品賃貸業、小分類709ーその他の物品賃貸業を営む事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)全数及び無作為抽出 (客体数)11,014/28,674 (配布)郵送、調査員、オンライン (取集)郵送、調査員、オンライン (記入)自計 (把握時)毎年11月1日現在。ただし、平成23年調査を除く。 (系統)調査員調査:経済産業省-都道府県-調査員-報告者、郵送調査(一括調査企業):経済産業省-報告者 いずれの場合もオンラインによる報告が可能
- 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査事業所:調査年の11月30日、一括調査企業:調査年の12月15日
- 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、 4.フランチャイズ、5.年間売上高、6.年間営業費用及び年間営業用固

定資産取得額、7.従業者数、8.年間売上高、契約高、9.年間契約件数、10.保有数量等

【調査票名】 3-広告業調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 731-広告業を営む事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,783/11,921 (配布)郵送、調査員、オンライン (取集)郵送、調査員、オンライン (記入)自計 (把握時)毎年11月1日現在。ただし、平成23年調査を除く。 (系統)調査員調査:経済産業省-都道府県-調査員-報告者、郵送調査(一括調査企業):経済産業省-報告者 いずれの場合もオンラインによる報告が可能
- 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査事業所:調査年の11月30日、一括調査企業:調査年の12月15日
- 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、4.年間売上高、5.年間売上高の契約先産業別割合、6.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、7.従業者数

【調査票名】 4-映像情報制作・配給業調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 4 1 1 - 映像情報制作・配給業を営む企業 (抽出枠)平成18年事業所・ 企業統計調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,578/3,190 (配布)郵送・ オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年1 1月1日現在。ただし、平成23年調査を除く。 (系統)経済産業省-民 間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査年の11月30日
- 【調査事項】 1.企業名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.企業の事業形態、4.年間売上高、5.映画・テレビ番組及びビデオ制作本数等、6.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、7.従業者数

【調査票名】 5 - クレジットカード業、割賦金融業調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 643-クレジットカード業、割賦金融業を営む企業 (抽出枠)平成18 年事業所・企業統計調査結果名簿

- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)468 (配布)郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年11月1日現在。ただし、 平成23年調査を除く。 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査年の11月30日
- 【調査事項】 1.企業名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.企業の系統、4. 年間売上高(年間取扱高) 5.会員数等、6.年間営業費用及び年間営業 用固定資産取得額、7.従業者数

【調査票名】 6 - デザイン業・機械設計業調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 7 2 6 デザイン業、小分類 7 4 3 ー機械設計業を営む事業所 (抽出枠) 平成 1 8 年事業所・企業統計調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,765/16,859 (配布)郵送、調査員、オンライン (取集)郵送、調査員、オンライン (記入)自計 (把握時)毎年11月1日現在。ただし、平成23年調査を除く。 (系統)調査員調査:経済産業省-都道府県-調査員-報告者、郵送調査(一括調査企業):経済産業省-報告者 いずれの場合もオンラインによる報告が可能
- 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査事業所:調査年の11月30日、一括調査企業:調査年の12月15日
- 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、4.年間売上高、5.年間売上高の契約先産業別割合、6.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、7.従業者数

【調査票名】 7-計量証明業調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 745-計量証明業を営む事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)735 (配布)郵送、調査員、オンライン (取集)郵送、調査員、オンライン (記入)自計 (把握時)毎年11月1日 現在。ただし、平成23年調査を除く。 (系統)調査員調査:経済産業省 都道府県 調査員 報告者、郵送調査(一括調査企業):経済産業省 報告者 いずれの場合もオンラインによる報告が可能
- 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査事

業所:調査年の11月30日、一括調査企業:調査年の12月15日

【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、 4.年間売上高、5.年間売上高の契約先産業別割合、6.年間営業費用及 び年間営業用固定資産取得額、7.従業者数

【調査票名】 8-音声情報制作業調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 4 1 2 - 音声情報制作業を営む企業 (抽出枠)平成18年事業所・企業統 計調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)272 (配布)郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年11月1日現在。ただし、 平成23年調査を除く。 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査年の11月30日
- 【調査事項】 1.企業名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.企業の事業形態、 4.年間売上高等、5.年間売上高の契約先産業別割合、6.年間営業費用 及び年間営業用固定資産取得額、7.従業者数

【調査票名】 9-新聞業調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 4 1 3 - 新聞業を営む企業 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結 果名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)427/1,181 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年11月1日現在。ただし、平成23年調査を除く。 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査年の11月30日
- 【調査事項】 1.企業名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.企業の事業形態、 4.年間売上高等、5.年間売上高の契約先産業別割合、6.年間営業費用 及び年間営業用固定資産取得額、7.従業者数

【調査票名】 10-出版業調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 414-出版業を営む企業 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結 果名簿

- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,097/4,369 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年1 1月1日現在。ただし、平成23年調査を除く。 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者
- 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査年の11月30日
- 【調査事項】 1.企業名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.企業の系統、4. 年間売上高等、5.年間売上高の契約先産業別割合、6.年間営業費用及び 年間営業用固定資産取得額、7.従業者数
- 【調査票名】 11-映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業調査票
 - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 4 1 6 - 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業を営む企業 (抽 出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)636/1,261 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎年11月1日現在。ただし、平成23年調査を除く。 (系統)経済産業省-民間事業者-報告者
 - 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査年の11月30日
 - 【調査事項】 1.企業名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.企業の事業形態、4.年間売上高等、5.年間売上高の契約先産業別割合、6.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、7.従業者数
- 【調査票名】 12-機械修理業、電気機械器具修理業調査票
 - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類901-機械修理業(電気機械器具を除く) 小分類902-電気機械器 具修理業を営む事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名 簿
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,647/21,796 (配布)郵送、調査員、オンライン (取集)郵送、調査員、オンライン (記入)自計 (把握時)毎年11月1日現在。ただし、平成23年調査を除く。 (系統)調査員調査:経済産業省-都道府県-調査員-報告者、郵送調査(一括調査企業):経済産業省-報告者 いずれの場合もオンラインによる報告が可能
 - 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査事

業所:調査年の11月30日、一括調査企業:調査年の12月15日

【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別等、4.年間売上高、5.年間売上高の契約先産業別割合、6.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、7.従業者数

【調査票名】 13- 冠婚葬祭業調査票

- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,808/9,333 (配布)郵送、 調査員、オンライン (取集)郵送、調査員、オンライン (記入)自計 (把 握時)毎年11月1日現在。ただし、平成23年調査を除く。 (系統)調 査員調査:経済産業省-都道府県-調査員-報告者、郵送調査(一括調査企 業):経済産業省-報告者 いずれの場合もオンラインによる報告が可能
- 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査事業所:調査年の11月30日、一括調査企業:調査年の12月15日
- 【調査事項】 1.企業名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、4.フランチャイズ、5.年間売上高、6.年間取扱件数、7.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、8.従業者数

【調査票名】 14-映画館調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 801ー映画館を営む事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)699 (配布)郵送、調査員、オンライン (取集)郵送、調査員、オンライン (記入)自計 (把握時)毎年11月1日 現在。ただし、平成23年調査を除く。 (系統)調査員調査:経済産業省 都道府県 調査員 報告者、郵送調査(一括調査企業):経済産業省 報告者 いずれの場合もオンラインによる報告が可能
- 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査事業所:調査年の11月30日、一括調査企業:調査年の12月15日
- 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、 4.年間売上高、5.入場者数及び公開本数、6.施設、7.系列・立地環 境等、8.年間営業用固定資産取得額、9.従業者数

【調査票名】 15-興行場、興行団調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 802-興行場(別掲を除く) 興行団を営む事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,045/2,425 (配布)郵送、 調査員、オンライン (取集)郵送、調査員、オンライン (記入)自計 (把 握時)毎年11月1日現在。ただし、平成23年調査を除く。 (系統)調 査員調査:経済産業省-都道府県-調査員-報告者、郵送調査(一括調査企 業):経済産業省-報告者 いずれの場合もオンラインによる報告が可能
- 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査事業所:調査年の11月30日、一括調査企業:調査年の12月15日
- 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、 4.事業の形態等、5.年間売上高等、6.年間営業費用及び年間営業用固 定資産取得額、7.従業者数

【調査票名】 16-スポーツ施設提供業調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 804-スポーツ施設提供業を営む事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,803/11,781 (配布)郵送、調査員、オンライン (取集)郵送、調査員、オンライン (記入)自計 (把握時)毎年11月1日現在。ただし、平成23年調査を除く。 (系統)調査員調査:経済産業省-都道府県-調査員-報告者、郵送調査(一括調査企業):経済産業省-報告者 いずれの場合もオンラインによる報告が可能
- 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査事業所:調査年の11月30日、一括調査企業:調査年の12月15日
- 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、4.フランチャイズ、5.事業の形態等、6.年間売上高、7.施設キャパシティ、年間営業日数、年間利用者数等、8.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、9.従業者数

【調査票名】 17-公園、遊園地・テーマパーク調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類 805-公園、遊園地を営む事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業 統計調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)937 (配布)郵送、調査員、オンライン (取

- 集)郵送、調査員、オンライン (記入)自計 (把握時)毎年11月1日 現在。ただし、平成23年調査を除く。 (系統)調査員調査:経済産業省 - 都道府県-調査員-報告者、郵送調査(一括調査企業):経済産業省-報 告者 いずれの場合もオンラインによる報告が可能
- 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査事業所:調査年の11月30日、一括調査企業:調査年の12月15日
- 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、 4.年間売上高、5.総敷地面積、駐車場の台数及び保有施設、6.入場者 数及び年間入場者数等、7.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、 8.従業者数

【調査票名】 18-学習塾調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類823-学習塾を営む事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,944/51,625 (配布)郵送、調査員、オンライン (取集)郵送、調査員、オンライン (記入)自計 (把握時)毎年11月1日現在。ただし、平成23年調査を除く。 (系統)調査員調査:経済産業省-都道府県-調査員-報告者、郵送調査(一括調査企業):経済産業省-報告者 いずれの場合もオンラインによる報告が可能
- 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査事業所:調査年の11月30日、一括調査企業:調査年の12月15日
- 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、4.フランチャイズ、5.年間売上高、6.講座数、受講生数等、7.入会金・講座単価等、8.インターネットを利用した指導方法の採用の有無、9.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、10.従業者数

【調査票名】 19-教養・技能教授業調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる小分類824-教養・技能教授業を営む事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,256/89,873 (配布)郵送、調査員、オンライン (取集)郵送、調査員、オンライン (記入)自計 (把握時)毎年11月1日現在。ただし、平成23年調査を除く。 (系統)調査員調査:経済産業省-都道府県-調査員-報告者、郵送調査(一括

調査企業): 経済産業省 - 報告者 いずれの場合もオンラインによる報告が可能

- 【周期・期日】 (周期)年(ただし、平成23年調査を除く。) (実施期日)調査事業所:調査年の11月30日、一括調査企業:調査年の12月15日
- 【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.経営組織及び資本金額、3.本社・支社別、 4.フランチャイズ、5.年間売上高、6.講座数、受講者数等、7.受講 料及び入会金等、8.前受金、9.教室・施設の床面積、10.年間営業費 用及び年間営業用固定資産取得額、11.従業者数

【調査名】 国民生活基礎調査(平成22年承認・2回目)

【承認年月日】 平成22年12月24日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課国民生活基礎調査室

- 【目 的】 本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、 厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得ると ともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とす る。
- 【沿 革】 本調査は、「厚生行政基礎調査」(旧統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計第60号を作成するための調査)、「国民健康調査」(同第68号を作成するための調査)、「保健衛生基礎調査」(旧統計報告調整法に基づく承認統計調査)及び「国民生活実態調査」(承認統計調査)を統合して、昭和61年を初年として開始されたものである。

調査は、3年ごとに実施する大規模調査と、その中間の各年に実施する簡易調査から構成される。

その後の主な変更は、以下のとおりである。

- ・平成13年:「介護票」を創設。「健康票」を密封回収化
- ・平成19年:「世帯票」及び「介護票」を自計報告化
- ・平成22年:「所得票」を自計報告化
- 【調査の構成】 1-世帯票(大規模調査) 2-健康票(大規模調査) 3-介護票(大規模調査) 4-所得票(大規模調査) 5-貯蓄票(大規模調査) 6 - 世帯票(簡易調査) 7-所得票(簡易調査)
- 【公表】 インターネット及び印刷物(調査実施翌年の7月)

【調査票名】 1-世帯票(大規模調査)

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯及び個人 (属性)世帯及び世帯員 (抽出枠)平成17年国勢調査調査区
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)世帯:276,000/49,566,000 世帯員:725,000/127,768,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在 (系統)厚生労働省-都道府県-(保健所設置市・特別区)-保健所-指導員-調査員-報告者
- 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬
- 【調査事項】 1.世帯に係る事項(1)世帯員数等、(2)世帯を離れている方の状況、(3)住居の種類、(4)室数及び床面積、(5)5月中の家計支出総額等、2.世帯員に係る事項(1)最多所得者、(2)世帯主との続柄、(3)性、

(4)出生年月、(5)配偶者(夫又は妻)の有無、(6)医療保険の加入状況、(7)公的年金・恩給の受給状況、(8)乳幼児(小学校入学前)の保育状況(小学校入学前の者のみ)、(9)手助けや見守りの要否等(6歳以上の者のみ)、(10)教育(15歳以上の者のみ)、(11)公的年金の加入状況(15歳以上の者のみ)、(12)別居している子の有無等(15歳以上の者のみ)、(13)5月中の仕事の状況(15歳以上の者のみ)、(14)1週間の就業日数等(15歳以上の者のみ)、(15)就業開始時期(15歳以上の者のみ)、(16)仕事の内容(職業分類)、(15歳以上の者のみ)、(17)勤めか自営かの別等(15歳以上の者のみ)、(18)就業希望の有無等(15歳以上の者のみ)

【調査票名】 2-健康票(大規模調査)

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)世帯員 (抽出枠)平成17年国 勢調査調査区
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)725,000/127,768,00 0 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査実施 年の6月の第1又は第2木曜日現在 (系統)厚生労働省-都道府県-(保 健所設置市・特別区)-保健所-指導員-調査員-報告者
- 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬
- 【調査事項】 1.性、2.出生年月、3.入院・入所の状況、4.自覚症状の有無、その症状及び治療状況、5.通院・通所の状況・傷病名、6.病気やけが、予防で支払った費用、7.日常生活への影響(6歳以上の者のみ)、8.普段の活動ができなかった日数(6歳以上の者のみ)、9.健康状態(6歳以上の者のみ)、10.悩みストレスの有無・原因・相談状況(12歳以上の者のみ)、11.こころの状態(12歳以上の者のみ)、12.喫煙の状況(12歳以上の者のみ)、13.健診等の受診状況(20歳以上の者のみ)、14.がん検診の状況(20歳以上の者のみ)

【調査票名】 3-介護票(大規模調査)

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)世帯員 (抽出枠)平成17年国 勢調査調査区
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,000/725,000 (配布) 調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査実施年の6月の第 1又は第2木曜日現在 (系統)厚生労働省-都道府県-(保健所設置市・ 特別区)-保健所-指導員-調査員-報告者

- 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年の7月中旬
- 【調査事項】 1.調査票の回答者、2.介護が必要な者の性別と出生年月、3.要介護度の状況、4.介護が必要となった原因、5.居宅サービスの利用状況、6.介護保険によるサービスを受けていない理由、7.主な介護者の介護時間、8.主な介護者以外の介護者の状況、9.家族・親族等と訪問介護事業者による主な介護内容、10.居宅サービスの費用、11.65歳以上の介護保険被保険者(第1号被保険者)における介護保険料所得段階、12.介護費用の負担力

【調査票名】 4-所得票(大規模調査)

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯及び個人 (属性)世帯及び世帯員 (抽出枠)平成17年国勢調査調査区
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)世帯:50,000/276,000 世帯員:132,000/725,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査実施年の前年の1月1日~12月31日 (系統)厚生労働省-都道府県-(市、特別区及び福祉事務所設置町村)-福祉事務所-指導員-調査員-報告者
- 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年 の8月中旬
- 【調査事項】 1.性、2.出生年月、3.所得の種類別金額、4.課税等の状況別金額、5.企業年金・個人年金等の掛金、6.生活意識の状況(世帯主又は世帯を代表する者のみ)

【調査票名】 5-貯蓄票(大規模調査)

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)世帯 (抽出枠)平成17年国勢 調査調査区
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)50,000/276,000 (配布) 調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査実施年の6月末日 現在 (系統)厚生労働省-都道府県-(市、特別区及び福祉事務所設置町 村)-福祉事務所-指導員-調査員-報告者
- 【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)厚生労働大臣への提出期限は、調査実施年 の8月中旬
- 【調査事項】 1.貯蓄現在高、2.貯蓄現在高の増減及び減った場合の金額及び理由、3.借入金残高

- 【調査票名】 6-世帯票(簡易調査)
 - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯及び個人 (属性)世帯及び世帯員 (抽出枠)平成17年国勢調査調査区
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)世帯:55,000/49,566,000 世帯員:144,000/127,768,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在 (系統)厚生労働省-都道府県-(保健所設置市・特別区)-保健所-指導員-調査員-報告者
 - 【周期・期日】 (周期)年(大規模調査実施年を除く。) (実施期日)厚生労働大臣 への提出期限は、調査実施年の7月中旬
 - 【調査事項】 1.世帯に係る事項(1)世帯員数等、(2)5月中の家計支出総額、2.世帯員に係る事項(1)最多所得者、(2)世帯主との続柄、(3)性、(4)出生年月、(5)配偶者(夫又は妻)の有無、(6)医療保険の加入状況、(7)傷病の状況、(8)公的年金・恩給の受給状況、(9)教育(15歳以上の者のみ)(10)公的年金の加入状況(15歳以上の者のみ)(11)5月中の仕事の状況(15歳以上の者のみ)(12)勤めか自営かの別等(15歳以上の者のみ)

【調査票名】 7 - 所得票(簡易調査)

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯及び個人 (属性)世帯及び世帯員 (抽出枠)平成17年国勢調査調査区
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)世帯:13,000/55,000 世帯員:33,000/144,000 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)調査実施年の前年の1月1日~12月31日 (系統)厚生労働省-都道府県-(市、特別区及び福祉事務所設置町村)-福祉事務所-指導員-調査員-報告者
- 【周期・期日】 (周期)年(大規模調査実施年を除く。) (実施期日)厚生労働大臣 への提出期限は、調査実施年の8月中旬
- 【調査事項】 1.性、2.出生年月、3.所得の種類別金額、4.課税等の状況別金額、5.企業年金・個人年金等の掛金、6.生活意識の状況(世帯主又は世帯を代表する者のみ)

一般統計調査の承認

【調査名】 民間企業の研究活動に関する調査(平成22年承認)

【承認年月日】 平成22年12月9日

【実施機関】 文部科学省科学技術政策研究所

【目 的】 民間企業の研究活動の動向を把握・分析することにより、科学技術政策の立案・推進に資することを目的とする。

【沿 革】 本調査は、昭和46年から開始された。

【調査の構成】 1 - 民間企業の研究活動に関する調査票

【公表】 インターネット及び印刷物(調査実施翌年の9月上旬)

【備 考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 民間企業の研究活動に関する調査票

- 【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)本調査実施年度前年度「科学技術研究調査」(総務省・基幹統計調査)調査対象企業のうち、資本金1億円以上で、かつ、「社内で研究を実施している」と回答した約3,500企業 (抽出枠)「科学技術研究調査」調査結果
- 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)3,500 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)資本金は調査実施年の4月1日時点、その他については設問ごとに異なる。 (系統)文部科学省・民間事業者・報告者
- 【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年11月30日(ただし、平成22年度調査は平成23年2月4日)
- 【調査事項】 1.企業の基礎情報(財務情報等) 2.研究開発活動と成果に関する基礎情報(主要業種における研究開発費、その内訳等) 3.研究開発者の雇用状況、4.知的財産活動への取り組み(主要業種における特許出願・実施件数、企業秘密の管理等) 5.研究開発の国際展開(海外における研究開発拠点の活動等) 6.主力製品・サービスと市場の特徴、7.主力製品・サービス開発と利益確保の手段(研究開発戦略と専有可能性等) 8.他社の合併・買収と自社の研究開発活動(競合他社による合併・買収の影響等) 9.特別試験研究費税額控除制度の利用状況

【調査名】 食品製造業における HACCP手法の導入状況実態調査(平成22 年承認)

【承認年月日】 平成22年12月21日

【実施機関】 農林水産省総合食料局食品産業企画課

- 【目 的】 「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)において、 食の安全と消費者の信頼の確保を図るための施策として、危害分析・重要管理点 (HACCP)の導入を推進していく必要があるとされていることから、HAC CP手法の導入状況等の実態を把握し、諸施策の企画・立案に必要な資料を得る ことを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、食品産業動向調査(平成10年度~19年度に実施)の一環として、平成12年度及び18年度に実施されたものであり、平成22年度から独立し、毎年実施することとされたものである。

【調査の構成】 1-食品製造業におけるHACCP手法導入状況実態調査票

- 【公 表】 印刷物及びインターネット(概要:調査実施年の翌年の1月下旬、詳細:調査実施年の翌年の3月下旬)
- 【備 考】 今回の変更は、調査周期を不定期から1年への変更及び調査方法を職員調査 から民間委託による郵送調査への変更。
- 【調査票名】 1-食品製造業におけるHACCP手法導入状況実態調査票
 - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類における中分類 「食料品製造業」又は「飲料・たばこ・飼料製造業」(ただし、製氷業、た ばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業を除く。)に属し、従業者数(常用雇 用者)が5人以上の企業 (抽出枠)事業所母集団データベース
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,050/19,381 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在 (系統) 農林水産省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月中旬~10月中旬

【調査事項】 1.従業者規模、2.食品の販売総額規模、3.製造している食品(販売金額総額に占める割合が1割以上の品目)のうち販売金額が多い上位3品目、4.HACCP手法の導入状況、5.HACCP手法の導入予定時期、6.導入しているHACCP手法の方式、7.HACCP手法の一層の充実を図る方法、8.HACCP手法の導入に当たっての問題点、9.HACCP手法の導入による効果(又は期待する効果) 10.HACCP手法の導入に当たって役に立った支援策(又は役に立つと考えられる支援策) 11.HACCP手法を導入する予定がない理由

【調查名】 特用林産物生産統計調査(平成22年承認)

【承認年月日】 平成22年12月24日

【実施機関】 林野庁林政部経営課

- 【目 的】 都道府県の特用林産物の生産等の変動の実態を継続的に把握し、その調査結果を分析して需給の安定等に関する施策を推進するとともに、生産者や消費者へ情報提供を図っていく上で必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 【沿 革】 本調査は、旧統計法(昭和22年法律第18号)下では「特用林産物需給動態調査」という名称の届出統計調査として実施されてきたが、統計法の全部改正により、新統計法(平成19年法律第53号)下では一般統計調査として扱われるとともに、平成22年度調査からは、調査の名称が「特用林産物生産統計調査」に変更された。

【調査の構成】 1 - 特用林産物生産統計調査票

- 【公 表】 インターネット及び印刷物(速報:調査実施年の翌年6月、報告書:調査実 施年の翌年8月)
- 【備 考】 今回の変更は、沿革欄記載の変更のほか、調査対象の範囲及び調査事項等の 変更。
- 【調査票名】 1 特用林産物生産統計調査票
 - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)林家、事業所 (属性)特用林産物を生産している生産者 (抽出枠)特用林産物生産者リスト
 - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)8,298 (配布)調査員、郵送、オンライン(電子メール) 職員、FAX (取集)調査員、郵送、オンライン(電子メール) 職員、FAX (記入)自計 (把握時)調査実施年の1年間(1月~12月) (系統)林野庁-都道府県-(市町村)-報告者
 - 【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月下旬~翌年2月末日(ただし、平成22年実績については、平成23年1月中旬~2月末日)
 - 【調査事項】 1.きのこの生産量、生産者数等、2.きのこの出荷先内訳、3.しいたけ等原木の伏込量等、4.しいたけ生産者数規模別内訳等、5.しいたけ生産施設等、6.木炭等の生産量、生産者数等、7.その他の特用林産物の生産量等

【調査名】 歯科補綴関連技術等に関する歯科診療報酬の適正な評価のための調査(平成22年承認)

【承認年月日】 平成22年12月24日

【実施機関】 厚生労働省保険局医療課

- 【目 的】 最近の歯科接着材料の開発や歯科医療技術の進展等を踏まえ、主な歯科技工物の使用状況等及び歯科補綴関連技術に係る課題等を把握することにより、歯科診療報酬の適正な評価の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。
- 【調査の構成】 1 歯科補綴関連技術等に関する歯科診療報酬の適正な評価のための調査 調査票

【公 表】 非公表

- 【調査票名】 1 歯科補綴関連技術等に関する歯科診療報酬の適正な評価のための調査 調査票
 - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)保健・医療施設 (属性)歯科医療機関 (抽出枠)医療施設調査の結果を基に作成する名簿
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,216/68,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年2月1日~2月14日(医療機関の状況については、平成23年1月末日現在) (系統)厚生労働省-報告者
 - 【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成23年2月上旬~2月下旬
 - 【調査事項】 1.医療機関の状況(標榜診療科、職員数、施設基準の届出の有無、歯科 ユニット台数等) 2.歯科診療の状況(疾患別、初診・再診別患者数) 3. 補綴歯科治療の状況(補綴物の種類別製作個数、補綴物の種類別の修理又は 再装着状況、補綴物の種類別の再製作状況)

○届出統計調査の受理

(1)新規

【調査名】 「都内中小企業の新製品・新技術開発」に係る調査(平成22年届出)

【受理年月日】 平成22年12月13日

【実施機関】 東京都産業労働局商工部調整課

【目 的】 都内中小企業は、売上や受注の減少に直面するなど厳しい経営環境にあり、 また、急速な技術革新や経済のグローバル化など、取り巻く環境は大きく変化し ている。

こうした中、都内中小企業が競争力を高め、難局を乗り越えるためには、ナノテクノロジーや情報技術などの先端技術及び環境・省エネルギーや少子高齢・福祉といった新たな技術課題など、新たな製品や技術の開発によるイノベーションを実現していくことが重要である。

そこで、本調査では、都内中小企業による新製品・新技術開発の現状を見ていくとともに、直面している課題について調査を行い、都の事業実施のための基礎 資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1-「都内中小企業の新製品・新技術開発」に係る調査票
※

【調査票名】 1-「都内中小企業の新製品・新技術開発」に係る調査票

【調査対象】 (地域) 東京都全域(島しょを除く。) (単位) 企業 (属性) 1. 日本標準産業分類「製造業」(食料品製造業~その他の製造業まで)、2. 経営組織(個人経営、株式会社(有限会社を含む。)、合名会社・合資会社)、3. 本所・支所の別(単独事業所、本所・本社・本店)、4. 常用雇用者規模(300人以下)、5. 資本金額規模(3億円以下) (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)700/47,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年1月1日現在 (系統)東京都-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成23年1月12日~1月28日

【調査事項】 1.企業概要(創業年、資本金、業種、主な製品・技術等)、2.新製品・ 新技術開発の取組み状況(開発期間、開発費、担当する人材、連携先等)、 3.新製品・新技術開発における課題(開発フェーズごとの課題、助成金の 課題、連携の課題、知的財産権についての課題等)、4.公的な企業支援(支 援策の利用実績、支援策の情報収集方法、希望する支援策、意見等)

【調査名】 福岡市墓地・納骨堂需給状況調査(平成22年届出)

【受理年月日】 平成22年12月13日

【実施機関】 福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課

- 【目 的】 墓地・納骨堂に対する意識調査を行うことにより需給予測を行い、利用実態等を調査することにより、需要状況を把握し、今後の墓地行政の参考とする。
- 【調査の構成】 1-平成22年度福岡市墓地・納骨堂に関する市民アンケート調査 調査票 2-平成22年度福岡市墓地・納骨堂に関するアンケート調査 調査票

※

- 【調査票名】 1-平成22年度福岡市墓地・納骨堂に関する市民アンケート調査 調査 票
 - 【調査対象】 (地域)福岡市全域 (単位)個人 (属性)30歳以上の男女 (抽出枠)住民基本台帳
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 2,000/1,140,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成22年12月1日現在 (系統)福岡市-民間事業者-報告者
 - 【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成22年12月20日~23年1月20 日
 - 【調査事項】 1. 報告者に関すること、2. 墓地の所有状況、3. 墓地の取得に関すること

※

- 【調査票名】 2-平成22年度福岡市墓地・納骨堂に関するアンケート調査 調査票
 - 【調査対象】 (地域) 福岡市内及び周辺自治体 (単位) 事業所 (属性) 墓地・納骨 堂経営者 (抽出枠) 福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課保管の墓地・ 納骨堂台帳
 - 【調查方法】 (選定)全数 (客体数)400 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)平成22年12月1日現在 (系統)福岡市-民間事業者 -報告者
 - 【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成22年12月20日~23年1月20 日
 - 【調査事項】 1.報告者に関すること、2.墓地の所有状況、3.墓地の建設予定、4. 納骨堂の有無、5.納骨堂の新築・増築計画

【調査名】 外国人市民の医療環境に関する実態調査(平成22年届出)

【受理年月日】 平成22年12月13日

【実施機関】 北九州市企画文化局国際部国際政策課

【目 的】 本調査は、北九州市に住む日本語のコミュニケーションが不自由な外国人市 民を取り巻く医療環境の現状把握を行い、今後の多文化共生推進施策に活かして いくことを目的とする。

【調査の構成】 1-外国人市民の医療環境に関する実態調査 調査票

※

【調査票名】 1-外国人市民の医療環境に関する実態調査 調査票

【調査対象】 (地域) 北九州市全域 (単位) 医療機関 (属性) 北九州市内の医療機関で外国語対応可と公表している医療機関(歯科診療所を含む。) (抽出枠) ふくおか医療情報ネット

【調查方法】 (選定)全数 (客体数)900 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入) 自計 (把握時)平成23年1月1日現在 (系統)北九州市-民間事業者 -報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成23年1月14日~2月15日

【調査事項】 1. 外国語対応可能な診療科目、2. 対応できるスタッフの職種と外国語会話の能力、3. 受診した外国人市民の数等

【調査名】 市内における「PCB廃棄物の保管」及び「PCB含有機器の使用」 に関する調査(平成22年届出)

【受理年月日】 平成22年12月17日

【実施機関】 北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策室

- 【目 的】 従業者規模や産業分類項目ごとに集計を行うことにより、PCB廃棄物の保管及びPCB含有機器の使用に関する実態を把握し、期間内の処理完了に向けた 今後の施策に活かしていくことを目的とする。
- 【調査の構成】 1-市内における「PCB廃棄物の保管」及び「PCB含有機器の使用」 に関する調査票

※

- 【調査票名】 1-市内における「PCB廃棄物の保管」及び「PCB含有機器の使用」 に関する調査票
 - 【調査対象】 (地域) 北九州市全域 (単位) 事業所 (属性) 民営事業所(全産業分類を対象) のうち従業者規模が5人以上の事業所(PCB特別措置法に基づく平成21年度届出があった事業所を除く。) (抽出枠) 平成18年事業所・企業統計調査結果名簿(市内分)
 - 【調査方法】 (選定)全数 (客体数)18,000 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査票の通知日(平成23年1月下旬)を基準とする。 (系統)北九州市-民間事業者-報告者
 - 【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成23年1月下旬~2月下旬
 - 【調査事項】 1.保管中のPCB廃棄物及び使用中のPCB含有機器の有無、2.PC B廃棄物の保管台数及びPCB含有機器の使用台数、3.使用中止及び処分 の予定時期等

【調査名】 保育サービス実態調査(平成22年届出)

【受理年月日】 平成22年12月20日

【実施機関】 福岡県福祉労働部子育て支援課

【目 的】 待機児童の解消その他の保育行政の推進を図るための施策の立案を行う上で の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-保育所調査票 2-届出保育施設調査票 3-私立幼稚園調査票 4-保育所利用保護者調査票 5-届出保育施設利用保護者調査票 6- 私立幼稚園利用保護者調査票

※

【調査票名】 1-保育所調査票

【調査対象】 (地域) 福岡県全域 (単位) 保育所 (属性) 保育所(政令市・中核市所在の保育所を除く。) (抽出枠) 福岡県福祉労働部子育て支援課が保有する保育所名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)483 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成22年9月1日現在 (系統)福岡県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (実施期日) 平成22年9月1日~10月20日

【調査事項】 1. 設置主体について、2. 定員及び在所児童数について、3. 保育時間について、4. 保育サービスについて、5. 従事者について、6. 児童福祉施設最低基準について、7. 定員増等について、8. 一時預かり事業について、9. 病児・病後児保育について、10. 看護師の配置について、11. 乳児の受入れについて

※

【調査票名】 2-届出保育施設調査票

【調査対象】 (地域) 福岡県全域 (単位) 保健施設 (属性) 届出保育施設(政令市・中核市所在の届出保育施設を除く。) (抽出枠) 福岡県福祉労働部子育て支援課が保有する届出保育施設一覧

【調查方法】 (選定)全数 (客体数)133 (配布)調查員 (取集)調查員 (記入)自計 (把握時)平成22年9月1日現在 (系統)福岡県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (実施期日) 平成22年9月1日~10月20日

【調査事項】 1. 設置主体について、2. 施設・整備について、3. 保育時間について、

- 4. 定員及び在所児童数について、5. 料金設定について、6. 給食について、7. 健康診断について、8. 従事者について、9. 認可化について、1
- 0. 児童福祉施設最低基準について

※

【調査票名】 3-私立幼稚園調査票

【調査対象】 (地域) 福岡県全域 (単位) 幼稚園 (属性) 私立幼稚園 (抽出枠) 福岡県総務部私学学事振興局私学振興課が保有する22年度私立幼稚園名 3

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)424 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成22年9月1日現在 (系統)福岡県-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (実施期日) 平成22年9月1日~10月20日

【調査事項】 1. 設置主体について、2. 園児数について、3. 教育時間について、4. 預かり保育について、5. $0 \sim 3$ 歳児の受入れについて、6. 「認定こども園」について

※

【調査票名】 4-保育所利用保護者調査票

【調査対象】 (地域) 福岡県全域 (単位) 個人 (属性) 保育所に子どもを通わせている保護者(政令市・中核市所在の保育所に子どもを通わせている保護者を除く。) (抽出枠) 保育所調査票の対象となった保育所を利用している保護者

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)4,900/48,000 (配布)調查員 (取集)調查員 (記入)自計 (把握時)平成22年9月1日現在 (系統)福岡県-民間事業者-保育所-報告者

【周期・期日】 (周期)不定期 (実施期日)平成22年9月1日~10月20日

【調査事項】 1. 自宅保育ができない理由について、2. 希望保育時間について、3. 希望する保育施設について、4. 預かり保育について、5. 病児保育施設について、6. 病後児保育施設について、7. 「子育て応援の店」事業について

※

【調査票名】 5-届出保育施設利用保護者調査票

【調査対象】 (地域) 福岡県全域 (単位) 個人 (属性) 届出保育施設に子どもを通わせている保護者(政令市・中核市所在の届出保育施設に子どもを通わせている保護者を除く。) (抽出枠) 届出保育施設調査票の対象となった届出保育施設を利用している保護者

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)670/4,600 (配布)調查員 (取集)調查員 (記入)自計 (把握時)平成22年9月1日現在 (系統) 福岡県-民間事業者-届出保育施設-報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (実施期日) 平成22年9月1日~10月20日 【調査事項】 1. 自宅保育ができない理由について、2. 希望保育時間について、3. 希望する保育施設について、4. 預かり保育について、5. 病児保育施設について、6. 病後児保育施設について、7. 「子育て応援の店」事業について

※

【調査票名】 6-私立幼稚園利用保護者調査票

【調査対象】 (地域) 福岡県全域 (単位) 個人 (属性) 私立幼稚園に子どもを通わせている保護者 (抽出枠) 私立幼稚園調査票の対象となった私立幼稚園を利用している保護者

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 4,300/60,000 (配布)調查員 (取集)調查員 (記入)自計 (把握時)平成22年9月1日現在 (系統)福岡県-民間事業者-私立幼稚園-報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (実施期日) 平成22年9月1日~10月20日

【調査事項】 1. 就労状況について、2. 病児保育施設について、3. 病後児保育施設 について、4. 「子育て応援の店」事業について

【調査名】 中部国際空港に係る県内荷主等の利用意向把握調査(平成22年届出)

【受理年月日】 平成22年12月20日

【実施機関】 愛知県地域振興部航空対策課

【目 的】 中部国際空港の国際航空貨物輸送を取り巻く環境は、JALの貨物専用便の 撤退や羽田空港の国際化など、著しい変化の渦中にある。

> そこで、本調査では、愛知県内、静岡県内及び長野県内の荷主を対象として、 同空港利用の意向を把握する。

【調査の構成】 1-中部国際空港の利用等に関するご意向アンケート調査票
※

【調査票名】 1-中部国際空港の利用等に関するご意向アンケート調査票

【調査対象】 (地域) 愛知県内、静岡県内及び長野県内全域 (単位) 企業 (属性) 愛知県内、静岡県内及び長野県内全域の範囲に事業所がある電子部品等製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の業種の企業 (抽出枠)東京商工リサーチ、ダイヤモンド社の商用データベース

【調查方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 2,000/7,000 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年1月現在 (系統) 愛知県 -民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年1月下旬~2月上旬

【調査事項】 1. 中部国際空港のJALの貨物専用便の利用実績、2. 羽田空港就航路線の利用状況・利用意向、3. 国際貨物チャーター便の利用可能性など

(2)変更

【調査名】 東京都中小企業制度融資等に関するアンケート調査(平成22年届出)

【受理年月日】 平成22年12月6日

【実施機関】 東京都産業労働局金融部金融課

【目 的】 中小企業を取り巻く環境や金融情勢の変化に適切に対応し、一層効果的な中 小企業支援を実施するためには、制度融資の充実・再編や金融施策間の相互連携 を図るなど、その方策を検討していくことが重要である。

こうした検討を行うに当たり、基礎資料とするため、金融施策に関する調査を実施し、その結果を基に、施策や予算要求、制度融資の見直しに活用していくため、本調査を実施する。

【沿 革】 平成22年に、調査の名称が「東京都中小企業制度融資等に関する調査」から「東京都中小企業制度融資等に関するアンケート調査」に変更された。

【調査の構成】 1-東京都中小企業制度融資等に関するアンケート調査 調査票

【備 考】 今回の変更は、沿革欄記載の変更のほか、報告者の選定方法の変更、調査事項の一部変更等。

×

【調査票名】 1-東京都中小企業制度融資等に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 (地域) 東京都全域 (単位) 企業 (属性) 東京都内中小企業 (抽出 枠) 民間事業者が所有する都内全企業のリスト

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,000/499,289 (配布) 郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年11月末日 (系統) 東京都-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年12月上旬から約2週間

【調査事項】 1. 金融環境(最近の借入金利、今後の見通しなど)、2. 今後の中小企業に対する金融支援策(支援の充実が望まれる資金など)、3. 東京都中小企業制度融資(改善すべき点など)、4. その他(行政への意見・提案)

【調査名】 中小企業金融に関するアンケート調査(平成22年届出)

【受理年月日】 平成22年12月6日

【実施機関】 東京都産業労働局金融部金融課

【目 的】 中小企業を取り巻く環境や金融情勢の変化に適切に対応し、一層効果的な中 小企業支援を実施するためには、制度融資の充実・再編や金融施策間の相互連携 を図るなど、その方策を検討していくことが重要である。

> こうした検討を行うに当たり、基礎資料とするため、金融施策に関する調査を 実施し、その結果を基に、施策や予算要求、制度融資の見直しに活用していくた め、本調査を実施する。

【調査の構成】 1-中小企業金融に関するアンケート調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更等。

※

【調査票名】 1-中小企業金融に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 (地域)東京都全域 (単位)金融機関 (属性)東京都中小企業制度融 資取扱指定金融機関 (抽出枠)東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関 リスト

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)82 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)毎年11月末日 (系統)東京都-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年12月上旬から約1か月間

【調査事項】 1. 都内中小企業向け金融環境(最近の貸出金利、今後の見通しなど)、

- 2. 今後の中小企業に対する金融支援策(支援の充実が望まれる資金など)、
- 3. 東京都中小企業制度融資(改善すべき点など)、4. 制度融資(預託金など)、5. 損失補償、6. その他(行政への意見・提案)

【調査名】 市政アドバイザー意識調査(平成22年届出・5回目)

【受理年月日】 平成22年12月9日

【実施機関】 神戸市市民参画推進局参画推進部広聴課

【目 的】 具体的施策や事業についての意見を求めるほか、市民生活に関する意識を市 の事業や施策を実施していく上での参考とする。

【調査の構成】 1-第10期市政アドバイザー第8回意識調査 調査票

【備 考】 今回の調査は、第10期・第8回の調査であり、今回の変更は、調査事項及 び調査期間の変更。

なお、本調査は、「意識調査」の名称を付して行われているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1-第10期市政アドバイザー第8回意識調査 調査票

【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)個人 (属性)第10期市政アドバイザー (抽出枠)市政アドバイザー登録名簿

【調查方法】 (選定) 全数 (客体数) 1, 100 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年1月6日~1月21日 (系統) 神戸市-報告者

【周期・期日】 (周期) 不定期 (実施期日) 平成23年1月21日

【調査事項】 1. 広報活動に関する事項、2. 自転車の交通ルールに関する事項

【調査名】 「就職に向けた支援が必要な方」の雇用促進に向けたアンケート調査(平成22年届出)

【受理年月日】 平成22年12月15日

【実施機関】 大阪市市民局市民部雇用·勤労施策担当

- 【目 的】 大阪市内に所在する事業所において必要とされている人材等に関する実態を 把握し、効果的な需給マッチングの促進を図るとともに、大阪市が実施している 職業相談・職業紹介事業の参考資料を得ることを目的とする。
- 【調査の構成】 1-「就職に向けた支援が必要な方」の雇用促進に向けたアンケート調査票
- 【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更及び報告を求める期間等の変更。

※

- 【調査票名】 1-「就職に向けた支援が必要な方」の雇用促進に向けたアンケート調査 票
 - 【調査対象】 (地域) 大阪市全域 (単位) 企業 (属性) 従業員20人以上の企業 (抽 出枠) 事業受託者が用意した名簿
 - 【調查方法】 (選定) 有意抽出 (客体数) 15,000/45,000 (配布) 調查員 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成22年11月1日現在 (系統) 大阪市-民間事業者-報告者
 - 【周期・期日】 (周期)年(ただし平成23年度で終了) (実施期日)平成22年1 2月14日~23年2月10日
 - 【調査事項】 1.人材の過不足状況、2.平成22年度における採用実績、3.平成23年度における採用予定、4.人材確保・育成等に関する意見収集

【調查名】 県民歯科疾患実態調査(平成22年届出)

【受理年月日】 平成22年12月15日

【実施機関】 山口県健康福祉部健康増進課

【目 的】 本調査は、山口県の歯科保健状況を把握することにより、これまで実施されてきた歯科保健施策及び「健康やまぐち21計画」の評価並びに今後の歯科保健 医療対策の推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-県民歯科疾患実態調査票 2-歯科保健アンケート調査票

【備 考】 今回の変更は、抽出調査地区の変更に伴う報告者数の変更及び周期調査に伴う調査時期の変更。

※

【調査票名】 1-県民歯科疾患実態調査票

【調査対象】 (地域) 山口県全域 (単位) 世帯 (属性) 世帯及び世帯員 (抽出枠) 平成17年国勢調査調査地区及び平成22年国民健康・栄養調査調査地区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 世帯:1,160/607,890 世帯員:2,800/1,448,600 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入) 他計 (把握時)平成22年11月中に、調査地区の実状を考慮して、最も高い受診率を上げうる日(調査地区ごとに、保健所長を班長とする調査班が選定する。) (系統)山口県-保健所-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成22年11月1日~11月30日

【調査事項】 1. 現在歯(1歳以上)、2. 補錣の状況(15歳以上)、3. 歯肉の状況(5歳以上)、4. 歯列・咬合等の状況(1歳以上)、5. 歯ブラシの使用状況(1歳以上)、6. フッ化物の塗布状況(14歳以下)、7. その他(1歳以上)

※

【調査票名】 2-歯科保健アンケート調査票

【調査対象】 (地域) 山口県全域 (単位) 世帯 (属性) 世帯及び世帯員 (抽出枠) 平成17年国勢調査調査地区及び平成22年国民健康・栄養調査調査地区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 世帯:1,160/607,890 世帯員:2,800/1,448,600 (配布)調査員 (取集)調査員 (記入)自計 (把握時)平成22年11月中の任意の1日 (系統)山口県-保健所-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成22年11月1日~11月30日

【調査事項】 1. 歯みがきの習慣、2. 歯みがき指導の状況、3. 検診の受診状況、4. 歯石除去の状況、5. 歯についての悩み、気になること等

【調査名】 全国企業短期経済観測調査(平成22年届出・2回目)

【受理年月日】 平成22年12月17日

【実施機関】 日本銀行調査統計局経済統計課

- 【目 的】 全国の企業動向を的確に把握し、金融政策の適切な運営に資することを目的 とする。
- 【沿 革】 本調査は、昭和32年に「主要企業短期経済観測調査」(主要短観)、昭和35年に「中小企業の業況予測調査」(中小短観)が開始され、昭和49年、中小短観の調査対象企業に製造業(大企業及び中堅企業)と非製造業を追加し、「全国短期経済観測調査」(全国短観)として調査を開始したものである。

平成16年3月に調査対象の選定基準を常用雇用者数基準から資本金基準に 見直すとともに、主要短観の中止に伴い、主要短観の一業種であった(金融機関) 調査を本調査の一部として実施している。

- 【調査の構成】 1-全国企業短期経済観測調査(短観)票(全国・定例) 2-全国企業短期経済観測調査(短観)票(金融機関・定例)
- 【備 考】 今回の変更は、従前の郵送調査にオンライン調査を追加。

※

- 【調査票名】 1-全国企業短期経済観測調査(短観)票(全国・定例)
 - 【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)資本金2千万円以上の法人企業(金融機関を除く)等 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿
 - 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 1 1,500/213,200 (配布) 郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時) 調査票記入時点 (系統)日本銀行-報告者
 - 【周期・期日】 (周期) 四半期 (実施期日) 2月末頃、5月末頃、8月末頃、11月 中旬~1か月程度調査を実施
 - 【調査事項】 1. 判断項目(業況、国内での製商品・サービス需給、海外での製商品需給、製商品の在庫水準、製商品の流通在庫水準、生産・営業用設備、雇用人員、資金繰り、金融機関の貸出態度、借入金利水準、CPの発行環境、販売価格、仕入価格)、2. 四半期項目(負債、資産、雇用者数の実績及び先行き予測に関する判断)、3. 年度計画(売上高(うち輸出)、輸出に際しての為替レート、材料費、人件費、減価償却費、営業利益、金融収益、金融費用、経常利益、当期純利益(税引き後)、設備投資額(有形固定資産計上ベース(うち土地投資額))、ソフトウェア投資額(無形固定資産計上ベース))、4. 新卒者採用状況(6月、12月調査のみ)(新卒者採用者数)

※

【調査票名】 2-全国企業短期経済観測調査(短観)票(金融機関・定例)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)金融機関のうち、銀行、信用金庫、

- 系統金融機関等、金融商品取引業、保険会社、賃金業等 (抽出枠)金融庁 公表の免許・登録業者リスト等
- 【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 200/700 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査票記入時点 (系統)日本銀行-報告者
- 【周期・期日】 (周期) 四半期 (実施期日) 2月末頃、5月末頃、8月末頃、11月 中旬~1か月程度調査を実施
- 【調査事項】 1. 判断項目(貴社の業況、生産・営業用設備、雇用人員)、2. 四半期項目(雇用者数(うちパート))、3. 年度計画(設備投資額(有形固定資産計上ベース)(うち土地投資額))、4. 新卒者採用状況(6月、12月調査のみ)(新卒者採用者数)

【調査名】 PTA調査(平成22年届出・2回目)

【受理年月日】 平成22年12月20日

【実施機関】 鳥取県教育委員会家庭・地域教育課

【目 的】 鳥取県内各単位PTAの実情を把握し、特色や課題を明らかにしてPTA活動の推進を図る。

【調査の構成】 1-平成22年度PTA調査質問票(幼稚園用) 2-平成22年度PTA調査質問票(小・中・高・特別支援学校用)

【備 考】 今回の変更は、調査事項の一部変更及び報告を求める期間の変更。

※

【調査票名】 1-平成22年度PTA調査質問票(幼稚園用)

【調査対象】 (地域) 鳥取県全域 (単位) 学校 (属性) 幼稚園の単位 P T A (抽 出枠) 鳥取県福祉保健部が所有する幼稚園 P T A 一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)38 (配布)郵送・オンライン(電子メール) (取集)郵送・オンライン(電子メール) (記入)自計 (把握時)毎年 4月~3月 (系統)鳥取県-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年12月28日

【調査事項】 1. PTA予算、2. 活動の重点、3. 研修内容、4. スポーツ・文化活動、5. 地域活動、6. 特色ある活動、7. 広報活動、8. 問題点、9. 保護者の参加状況

※

【調査票名】 2-平成22年度PTA調査質問票(小・中・高・特別支援学校用)

【調査対象】 (地域) 鳥取県全域 (単位) 学校 (属性) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の単位 P T A (抽出枠) 市町村の所有する小学校・中学校 P T A 一覧、鳥取県教育委員会事務局が所有する高等学校 P T A 一覧、鳥取県教育委員会事務局が所有する特別支援学校 P T A 一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)246 (配布)郵送・オンライン(電子メール) (取集)郵送・オンライン(電子メール) (記入)自計 (把握時) 毎年4月~3月 (系統)鳥取県-市町村-報告者、鳥取県-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年12月28日

【調査事項】 1. PTA予算、2. 活動の重点、3. 研修内容、4. スポーツ・文化活動、5. 地域活動、6. 特色ある活動、7. 広報活動、8. 問題点、9. 保護者の参加状況

【調査名】 高年齢者の雇用等に関する調査(平成22年届出)

【受理年月日】 平成22年12月20日

【実施機関】 京都府商工労働観光部労政課

【目 的】 京都府内に所在する民間事業所における高年齢者の雇用及び退職金制度の現 状と推移を明らかにし、本府の労働経済事情を把握するための参考資料とすると ともに、「京都府ホームページ」への掲載により労使をはじめ関係者の利用に供 することを目的とする。

【調査の構成】 1-高年齢者の雇用等に関する調査 調査票

【備 考】 今回の変更は、調査事項の一部変更及び報告を求める期間等の変更。

※

【調査票名】 1-高年齢者の雇用等に関する調査 調査票

【調査対象】 (地域) 京都府全域 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「飲食店、宿泊業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」に属する従業員規模10人以上の民間事業所から抽出した事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調查方法】 (選定)無作為抽出 (客体数) 2,469/21,966 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成22年12月6日現在 (系統)京都府-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成22年12月1日~12月20日

【調査事項】 1. 高年齢者(55歳以上)従業員の雇用状況等、2. 定年制の有無等、3. 勤務延長制度・再雇用制度の有無等、4. 高年齢者雇用確保措置等、5. 退職金制度について